

令和4年度第6回隠岐の島町農業委員会総会議事録

令和4年9月29日（木）午後1時30分から午後2時50分まで、隠岐の島町役場3階301会議室に招集した。

1. 出席委員

		2番	齋藤 律子	3番	佐々木 眞憲	4番	高橋 フサ子	5番	藤野 裕之
6番	村上 淳一	7番	村上 義成	8番	八幡 幸春				

2. 欠席委員

1番	井 澤 健
----	-------

3. 事務局出席者

事務局

上川 清

渡邊 守

齋藤 健大

4. 提出議案

1. 委員着席
2. 開会宣告 委員 8名中 7名出席
3. 会長あいさつ
4. 議事録署名委員の指名 (2番 齋藤 律子 委員) (4番 高橋 フサ子 委員)
5. 会期決定 令和4年9月29日 本日限り
6. 報告 1号 相続による農地取得届について (1件)
7. 報告 2号 農地賃貸借(使用貸借)契約の合意解約について (6件)
8. 報告 3号 電気事業者が行う農地の一時転用の届について (1件)
9. 議案 第1号 非農地証明願いについて (1件)
10. 議案 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
11. 議案 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
12. 議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
13. 議案 第5号 農用地利用集積計画の決定について (9件)
14. その他
15. 閉会宣言

5. 議事内容

事務局： 只今から令和4年度第6回隠岐の島町農業委員会総会を開催いたします。

日程2の開会宣言ですが、本日は8名中7名の出席となっておりますので、この会は成立となります。

続きまして、日程3の会長挨拶をお願いします。

会長： 本日は秋の農作業でお忙しい中を出席いただきありがとうございます。

先日の台風14号を大変心配しておりましたが、皆さんのところはいかがでしたでしょうか。9月に入り天候は比較的良好で水稲の収穫作業も順調に進んでいると思うところです。

今年はコメ価格も若干持ち直したものの肥料・農薬の高騰で経営的には大変厳しい状態にあることは変わりありません。世界的な食糧不足ということで国も食料自給率の向上を目指しているということなので、来年度以降本格的に取り組んでいただきたいと期待しているところです。

また、隠岐の島町のコロナ感染症も心配しておりましたが、最近はやや落ち着いており、このまま収束してもらいたいと思うところです。

さて、本日はご案内いたしました案件について十分にご審議いただきますようお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

続いて日程6、報告1号「相続による農地の取得届について」1件ありますので事務局から説明をお願いします。

事務局： <報告1号について説明>

久見地区の農地が届出されております。

議長： 只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： 只今の案件は報告の案件ですので、以上となります。

続いて日程7、報告2号「農地賃貸借（使用貸借）契約の合意解約について」6件ありますので事務局から説明をお願いします。

事務局： <報告2号について説明>

議長： 只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： 只今の案件は報告の案件ですので、以上となります。

続いて日程8、報告3号「電気事業者が行う農地の一時転用の届について」1件ありますので事務局から説明をお願いします。

事務局： <報告3号について説明>

釜地区の農地が届出されております。

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：只今の案件は報告の案件ですので、以上となります。

続いて日程9、議第1号「非農地証明願いについて」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：〈議第1号について説明〉

久見地区の農地が申請されております。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

議長：続いて日程10、議第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：〈議第2号-1について説明〉

代地区の農地が申請されております。農地付き空き家の申請です。

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

事務局：〈議第2号-2について説明〉

湊地区の農地が申請されております。農地付き空き家の申請です。

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

事務局：〈議第2号-3について説明〉

久見地区の農地が申請されております。譲渡人は高齢となり耕作ができないため、農地を手放そうと思っていた。譲受人は農業経営の

拡大を計画しており、両者の意見が一致したため申請されたものです。

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

議長：続いて日程11、議第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：〈議第3号について説明〉

中村地区の農地が申請されております。役場庁舎の建設による転用になります。

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

議長：続いて日程12、議第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：〈議第4号について説明〉

中村地区の農地が申請されております。先ほどの4条申請に関連して、所有権の移転を伴う転用になりますので5条で申請されております。

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

議長：続いて日程13、議第5号「農用地利用集積計画の決定について」9件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：〈議第5号について説明〉

議長：只今の案件につきまして、何か質問はございませんか。

全委員：〈質問、意見なし〉

議長：それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員：全員挙手〈全委員賛成〉

議長：議案については以上となりますが、他になにかありますか。

無いようですので、以上で本日の総会を終了します。ありがとうございました。

以上の通り会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月29日 (総会閉会 午後2時50分)

隠岐の島町農業委員会会長

隠岐の島町農業委員会委員

隠岐の島町農業委員会委員
